



長野県報

12月13日(月)
平成16年
(2004年)
第1618号

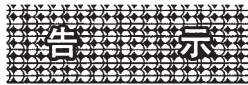
目次

告示

身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退(障害福祉課).....	1
身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障害福祉課).....	1
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更(障害福祉課).....	2
都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)(水環境課生活排水対策室).....	2
保安林の指定解除(森林保全課).....	3
保安林予定森林(2件)(森林保全課).....	3

公告

一般競争入札(医務課県立病院室).....	5
特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室).....	5
一般競争入札(産業振興課).....	6
土地区画整理組合の解散の認可(都市計画課).....	6
開発行為に関する工事の完了(5件)(建築管理課).....	6



長野県告示第655号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

平成16年12月13日

長野県知事 田中康夫

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日	理由
佐々木 顕	駒ヶ根市上穂北2-18 医療法人偕行会長野 駒ヶ根共立クリニック	平成16年 10月30日	退職

障害福祉課

長野県告示第656号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成16年12月13日

長野県知事 田中康夫

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
阿部 秀年	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓	松本市市上9-26 松本協立病院

呼吸器
ぼうこう・直腸
小腸

上原 章子	視覚	松本市旭3-1-1 国立大学法人 信州大学医学部附属病院
太田 いづみ	視覚	木曾郡木曾福島町6613-4 県立木曾病院
京本 敏行	視覚	松本市旭3-1-1 国立大学法人 信州大学医学部附属病院
久保田 英	肢体不自由 腎臓 呼吸器 ぼうこう・直腸 小腸	松本市浅間温泉3-20-4 城西病院
小塚 裕	心臓 腎臓 呼吸器	北佐久郡御代田町大字御代田 4107-40 医療法人社団 御代田中央記念病院
眞田 幸昭	心臓 呼吸器	茅野市中大塩11-93 眞田医院
千葉 玲奈	視覚	松本市旭3-1-1 国立大学法人 信州大学医学部附属病院
前野 一真	ぼうこう・直腸 小腸	松本市芳川村井町1209 独立行政法人国立病院機構 松本病院
八重樫 弘信	音声・言語 肢体不自由	松本市市上9-26 松本協立病院

心臓
腎臓
呼吸器
ぼうこう・直腸
小腸

頼田圭輔 心臓 松本市本庄2-5-1
腎臓 特定医療法人 慈泉会
呼吸器 相澤病院

有賀雅和 肢体不自由 松本市本庄2-5-1
腎臓 特定医療法人 慈泉会
小腸 相澤病院

障害福祉課

長野県告示第657号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成16年12月13日

長野県知事 田中康夫

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
久保木謙二	飯田市上郷黒田341 飯田市立病院高松分院	北佐久郡軽井沢町長倉2375-1 軽井沢病院
熊崎節央	松本市旭3-1-1 国立大学法人 信州大学医学部附属病院	松本市本庄2-5-1 特定医療法人 慈泉会 相澤病院
黒柳隆之	佐久市岩村田1862-1 佐久市立国保浅間総合病院	小諸市与良町3-2-31 長野県厚生農業協同組合連合会 小諸厚生総合病院
坂口幸宗	須崎市大字須坂1332 県立須坂病院	千曲市大字屋代2114-6 坂口整形外科
瀧澤壯臣	松本市本庄2-5-1 特定医療法人 慈泉会 相澤病院	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
中山剛	木曾郡木曾福島町6613-4 県立木曾病院	松本市旭3-1-1 国立大学法人 信州大学医学部附属病院
船瀬和弘	松本市大字芳川野溝1821 松本中川病院	松本市大字芳川村井町12-1 医療法人心泉会 上條記念病院
渡辺宣明	松本市島立2093 医療法人青樹会 一之瀬脳神経外科病院	松本市大字芳川村井町1209 独立行政法人国立病院機構松本病院
横山隆秀	松本市旭3-1-1 国立大学法人 信州大学医学部附属病院	駒ヶ根市赤穂3230 昭和伊南総合病院

障害福祉課

長野県告示第658号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年12月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
長野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画下水道事業 長野市公共下水道（下流処理区）
- 3 事業施行期間
平成4年7月30日から
平成23年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分

昭和61年長野県告示第923号、平成元年長野県告示第426号、平成2年長野県告示第149号、平成3年長野県告示第18号、平成4年長野県告示第182号、平成4年長野県告示第440号、平成6年長野県告示第237号、平成8年長野県告示第692号、平成10年長野県告示第561号及び平成12年長野県告示第683号、平成14年長野県告示第404号の事業地に長野市稲田二丁目、稲田三丁目、稲田四丁目並びに大字風間字堰添並びに大字吉字大平、字古池、字藤原、字小丸山、字鍋石、字下畦、字神伝田、字鴨原及び字沖並びに大字田字北村、字北町、字和出及び字南町を加え、大字稲田字大田、字坂口、字宮浦、字中屋敷、字本堀、字二ツ宮、字北原、字稲積、字稲添、字久称添、字山王、字天神木、字臼田、字曲り木、字砂田、字中沢、字五反田、字樋爪、字雲雀河原、字権現堂、字早稲田、字屋敷田及び字南原を削り、大字南長池字屋敷及び字村前並びに大字風間字下河原並びに田中並びに上野一丁目地内において事業地を変更する。

水環境課生活排水対策室

長野県告示第659号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年12月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
長野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画下水道事業 長野市公共下水道（上流処理区）
- 3 事業施行期間
平成4年7月30日から
平成23年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成4年長野県告示第530号、平成5年長野県告示第15号、平成5年長野県告示第759号、平成7年長野県告示第631号、平成9年長野県告示第189号、平成10年長野県告示第141号、平成13年長野県告示第5号、平成14年長野県告示第403号及び平成15年長野県告示第251号の事業地に長野市篠ノ井岡田字深町、字冷田、字庚申塔、字川原田、字土砂免及び字水押並びに篠ノ井東福寺字上組西並びに篠ノ井杵瀨字南アッコウ、字杵瀨東、字杵瀨西、字杵瀨南、字荒堀前、字荒堀、字大田及び字新田前並びに川中島町御厨字清水沢及び字石河原並びに川中島町今井字狐塚、字馬場及び字一丁田並びに川中島町今里字八幡河原、字菅沼、字陣田、字古森沢及び字松木河原並びに川中島町四ツ屋字上河原、字上土手外、字中道、字思沢及び字辺屋並びに小島田町字中通沖、字野田沖、字新城沖、字中村西沖、字古城沖、字花立沖及び紙屋沖並びに松代町松代字四ツ屋屋並びに松代町西条字四ツ屋、字中条、字表村、字笠村、字同心町、字北尾崎、字尾崎及び字ビクニ並びに松代町清野字河原新田、字新馬喰町、字五反田、字離山及び字東沖並びに松代町東条字東荒町、字荒町及び字中条並びに青木島町大塚字南を加え、篠ノ井塩崎字東田沢及び字西田沢並びに篠ノ井二ツ柳字北善司坊及び字横道下並びに篠ノ井布施五明字上鑑、字上六反、字砂溜、字砂溜南及び字下池田並びに篠ノ井岡田字柳瀬瀨、字西中条、字東中条、字四辻及び字刈満田並びに篠ノ井小森字町裏並びに篠ノ井東福寺字上組北及び上組並びに篠ノ井杵瀨字新田組、字北村及び字中村並びに川中島町御厨字舟窪、字坪之内、字八幡、字白山、字柳之内、字御旅館、字神田、字杭根花、字見子石及び字芝原並びに川中島町上水飽字中河原、字東河原、字前河原、字瀬窪、字長田、字上河原及び字思沢並びに川中島町今井字豊田、字稲荷及び字原澤並びに川中島町今里字三ツ俣並びに川中島町四ツ屋字大河原、字辺屋新田、字中河原及び字中島並びに小島田町字田中沖、字北村沖及び字願気沖並びに稲里町下水飽字入村、字鴨田、字蛭窪、字下河原、字狐塚、字中川原及び字葦苺並びに松代町松代字十人町、字代官町、字馬喰町、字清須町、字火除地、字馬場町、字表柴町、字裏柴町、字石切町、字御安町及び字松山町並びに松代町東条字十人町及び字上十人町並びに青木島町大塚字北島、字宿、字久新河原及び新町地内において事業地を変更する。

水環境課生活排水対策室

長野県告示第660号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除します。

平成16年12月13日

長野県知事 田中康夫

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯山市大字木島字横吹2142の3、2142の8
- 2 保安林として指定された目的
なだれの防止
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林保全課

長野県告示第661号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年12月13日

長野県知事 田中康夫

1 (1) 保安林予定森林の所在場所

上水内郡信濃町大字古海字菅川4243の39、4243の54、4243の58、4243の59、4243の105、4243の107、4243の108、4243の110、4243の112、4243の114、4243の116、4243の117、4243の120から4243の124まで、4243の129、4243のヤ、4246の9、4246の10、4252のホ、4285のニ、字市川4557の2から4557の4まで、字市川入4743の8、4743の9、4747のニ、鬼無里村大字鬼無里字大平7887の1、7887の2、7887の口の1、7887のニ、7890のイ、7890のロ、7891、7896のイ、7896のロ、7897のイ、7897のロ、7897のハ、7897のニ、7899の1、7899の口の1から7899の口の3まで、7899のハ

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所

木曾郡上松町大字上松741の1、741の3、745、755、1929から1931まで、大字荻原568から572まで、573のイ、573のロ、574から579まで、580のイ、580のロ、581から584まで、上水内郡信濃町大字古海字高床95のハ、99の1、字川尻325の2、327のハ、430の1、432の1、437の1、字小内巻2385、2419、2421の1、2423の1、2424、2425の1、字林畔2127、2133、2134のイ、2136から2139まで、2166、2169、2170、2171のイ、2178、字ケサガ久保4753、鬼無里村大字日影字落合10322の1、10323のロ、小川村大字瀬戸川字野間18971、字宮之脇18084、18088の7、中条村大字御山里字崩下2652の2、2655、2669、字宮沢2649の1、2650の3、2651の2、2651の3、字狩場5463のイ、5468、5468の2、5469、5486のロ、5487から5493まで、5494の1、5494の2、5496から5498まで、5500から5502まで、5503の1、5507

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高床95のハ、99の1、字川尻325の2、327のハ、430の1、432の1、437の1、字小内巻2385、2419、2421の1、

2423の1、2424、2425の1、字林畔2127、2133、2134のイ、2136から2139まで、2166、2169、2170、2171のイ、2178、字ヶサガ久保4753、字落合10322の1、10323のロ、字野間18971、字宮之脇18084、18088の7、字崩下2652の2、2655、2669、字宮沢2649の1、2650の3、2651の2、2651の3、字狩場5463のイ、5468、5468の2、5469、5486のロ、5487から5493まで、5494の1、5494の2、5496から5498まで、5500から5502まで、5503の1、5507

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

上水内郡豊野町大字豊野字泥ノ木3708の1から3708の3まで

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

次の図に示す部分に限る。)、和田2524の2、2525(次の図に示す部分に限る。)、2526の3、2527、2531の3、2533の1(次の図に示す部分に限る。)、木沢1320の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに飯田市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県告示第662号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成16年12月13日

長野県知事 田中康夫

1 保安林予定森林の所在場所

飯田市北方3471の1、3472から3475まで、3480、下伊那郡阿南町字西条1000の73、1000の92、天龍村平岡1513の1、1513の2、1513の6、1530、南信濃村和田2524の1、2524の2、2525、2526の1、2526の3、2527、2531の3(次の図に示す部分に限る。)、2533の1、木沢1320の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

北方3472・3473・平岡1513の2・1530(以上4筆について